

愛知地方労働審議会 第20回家内労働部会 議事録

令和3年5月19日(水) 午前10時～午前11時35分

名古屋合同庁舎第2号館 愛知労働局北大会議室

出席 (公益代表委員) 小野木委員、熊田委員、水野委員
(労働者代表委員) 伊藤委員、鈴木委員、中島委員
(使用者代表委員) 栗田委員、太箸委員、松下委員
(事務局) 岡田労働基準部長、高橋賃金課長、西尾主任賃金指導官、
木村課長補佐、田中企画課長補佐、杉浦企画係長
久保賃金調査員(記)

【木村課長補佐】

只今より、愛知地方労働審議会第20回家内労働部会を開催します。審議に入るまで、事務局が進行をいたしますので、よろしくお願ひします。委員の皆様方にはお忙しい中、部会にご出席いただき、ありがとうございます。入室時の体温測定と「手指」のアルコール消毒にご協力いただき、ありがとうございました。

緊急事態宣言のもとですので、感染防止に最善を尽くしたく、審議中はマスク着用と、会議室内での飲食はお控えいただきますよう、お願ひします。

また、アクリル板の設置と窓開けによる換気をおこなっておりますので、ご了承ください。

本日の出席状況ですが、委員の皆様方、全員出席されておりますので、本部会は有効に成立していることを報告させていただきます。

本日の会議次第及び資料は、お手元にお配りしています。

開催にあたりまして労働基準部長の岡田よりご挨拶申し上げます。

【岡田労働基準部長】

愛知地方労働審議会第20回家内労働部会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃より、愛知労働局の行政運営に御理解、御協力を賜っておりますことを改めて御礼申し上げます。また、本日は大変お忙しいところ、また、

新型コロナに関する緊急事態宣言が発令中という厳しい状況下にもかかわらず、家内労働部会への御出席を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、本日の部会の延期も検討いたしましたが、再々延期は難しいと判断し、実施させていただくことといたしました。

当部会は、愛知地方労働審議会の下に専門部会として設置されており、当局の家内労働行政全般についてご審議を賜っています。

本日は、「第13次最低工賃新設・改正計画」に基づく「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃」の金額改正につきまして、今年度の景気の状態、実態調査の状態などを踏まえ、御審議いただければと思います。

また、本日は、家内労働者の労働条件確保に係る愛知労働局の取組についてもご説明させていただきますので、家内労働全般について、委員の皆様の忌憚りの無いご意見を賜れば幸いです。以上簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

【木村課長補佐】

ここで、委員の紹介をさせていただきます。委員名簿は、お手元の資料の2頁にありますので、ご覧ください。

私から名簿の順に読み上げさせていただきます。

公益代表委員 小野木委員 熊田委員 水野委員

家内労働者代表委員 伊藤委員 中島委員 鈴木委員

委託者代表委員 栗田委員 太箸委員 松下委員

よろしくお願い致します。

【木村課長補佐】

続いて、審議の前に部会の公開について説明します。

愛知地方労働審議会運営規程第5条では「会議は、原則として公開する。」とされており、当部会も開催公告を行いました。傍聴希望者はありませんでした。

また、運営規程第6条第2項では「議事録及び会議の資料は、原則として公開する。」とされており、議事録の作成のために審議を録音し、議事録は完成次第、当局のホームページ

ジにて公開、その他の資料は閲覧請求があった際に公開と考えていますが、よろしいでしょうか。

(承認確認)

承認いただきましたので、このとおり対応いたします。

議事録作成のため、審議中、発言の際は、冒頭にお名前を述べて発言をお願いします。
また、署名人の皆様には、議事録が完成次第、お届けします。
なお、審議会関係の規程につきましては、4頁以降に付けていますので、確認下さい。

【木村課長補佐】

それでは、小野木部会長、熊田部会長代理から挨拶をお願いします。

【小野木部会長】

只今、ご紹介いただきました小野木です。中日新聞に勤めています。コロナの影響は昨今の決算報告や春闘で格差が広がったといわれており、儲かっている業界とそうでない業界との格差が広がっているとの報道もありました。一方で連動しないかも知れませんが、最低賃金は去年より雰囲気が変わってきたなど感じています。去年は事実上ゼロ円が出发点で、そこからの上げ幅だったのですが、今回はそうではないのではとの気もします。ただ業界間の格差は広がってきており、そこをどのようにするかが難しいのではないかと。

そのような中で自動車メーカーについては、利益を減らしながらも一部のメーカーが赤字でしたが、ほとんどの会社で黒字を出しています。その自動車を作る作業の一番大事な部分がこのワイヤーハーネスであると思います。労働者側、使用者側それぞれがハッピーになれるようなものを模索していきたいと思います。これまで上げる、上げないについて問題点も浮かび上がってきましたので、その問題点を少しでも減らせるように事務局等からの話を良く聞いて現況がどうであるか、業界の現況がどうであるかも知ったうえで実りある議論にしたいと思います。

【木村課長補佐】

ありがとうございました。続いて、熊田部会長代理挨拶をお願いします。

【熊田委員】

熊田と申します。部会長代理としては、部会長が言われたように部会長にお任せしながら、非常に難しい局面だと思えます。私ども公益委員としてしっかり議論させていただきたいと思えます。

【木村課長補佐】

ありがとうございました。以降の議事進行は小野木部会長にお願いします。

【小野木部会長】

議事に入りますが、議事録の作成にあたり、「運営規程」の第6条第1項の規定により、部会長の私と、部会長が指名した委員2人の署名が必要となります。

つきましては、本日の議事録の署名委員を次の方をお願いしたいと思います。

家内労働者側 伊藤委員

委託者側 太箸委員

をお願いします。

(署名委員了承)

【小野木部会長】

では、議題(1)「令和2年度家内労働対策の基本方針の結果について」、事務局から説明して下さい。

【高橋賃金課長】

本日家内労働部会に初めて出席された委員もおられますので、家内労働部会の位置づけや役割等につきまして、概略を説明します。

説明の中で、各種法令の名称や条文が出てきますが、「愛知地方労働審議会第20回家内労働部会」と表題を付しています資料の、4ページから7ページに地方労働審議会令などの各種法令を掲載しています。なお、以降の説明は、名称を省略し「資料」として説明します。また、家内労働法や同法施行規則等の条文は別綴じの参考資料として配布しています。

まず、資料の8ページに「地方労働審議会組織図」を記載しています。

厚生労働省組織令第156条の2に基づき、全ての都道府県労働局に「地方労働審議会」が設置されています。地方労働審議会は、都道府県労働局が行う労働行政全般について意見をいただく場として設置されています。その下に専門性の高い特定の事項について意見を頂く場として、地方労働審議会令第6条第1項、及び愛知労働局において愛知地方労働審議会運営規程第9条に基づき、家内労働部会、港湾労働部会、労働災害防止部会の3つの部会が設置されています。地方労働審議会と3つの部会は、常設部会であり委員の任期は2年間、今期は平成元年11月5日から令和3年11月4日までの2年間となります。この「委員」は地方労働審議会の本審の委員であり、臨時委員の方の任期は「任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする」とされており、臨時委員の方の任命通知にはその旨が記載されています。なお、家内労働部会の運営規程については、7ページに掲載していますので、後ほどご確認ください。

では議題(1)「令和2年度家内労働対策の結果」について、説明します。

資料1 1ページから「家内労働の現況」を記載しています。昨年、愛知労働局管内の家内労働の現状や家内労働対策の前年度の状況を年度の初めに取りまとめて作成したものです。資料1 3ページから「愛知県の家内労働」について纏めています。令和元年10月1日現在のものになります。令和元年の愛知県内の委託者は366と前年比で11の減少、家内労働者は8,118人と前年比で458人の減少、同居の親族等の補助者は364人と前年比で17人減少となりました。家内労働者・補助者を合計した「家内労働従事者」としては、前年比475人減少の8,482人となりました。家内労働従事者を性別で見ると、女性が7,448人と全体の87.8%を占めており全国合計での女性の占める割合とほぼ同じとなっています。

家内労働従事者数は1 3ページの表1のとおり減少傾向にあり、令和元年が過去最少となっていますが、全国の家内労働従事者数108,293人に占める割合は、東京都の8.6パーセントに次ぐ7.8パーセントと全国第2位となっています。資料作成時期の関係でその表には掲載していませんが、令和2年の数値は家内労働者が46人増加し補助者は5名減少、家内労働従事者数としては41人の微増となっています。

続いて、資料1 4ページの「図1」は、愛知県の地図に愛知県内における家内労働の地域的分布です。尾張地方は毛織物、ニット、婦人服、三河地方は車両電気配線、玩具花火、瀬戸と常滑は陶磁器など、一般的な産業分類と同様な状況となっています。ここに記載されている地場産業以外にも県内では、多種多様な内職が行われており、珍しいところでは、缶バッチの製作や、シソの葉の結束、エビの頭取りなども委託されています。

資料15ページの図2は、令和2年の数字ですが業種別の家内労働従事者数を円グラフにして割合を表したものです。最も従事者数が多いのは「繊維工業」で1,250人、比率で14.7%となっています。次いで、「電気機械器具製造業」が1,190人、「ゴム製品製造業」が1,181人となっています。続いて、同じページ中段の表2をご覧ください。「災害と疾病を防ぐ家内労働安全衛生指導員」の項目に入れている「愛知県内における家内労働による災害（疾病）発生状況（休業4日以上）」をご覧ください。家内労働の中には、研削盤やプレス機械、火薬、有機溶剤や鉛など危険・有害作業も行われています。この表2は、過去に発生した災害や疾病の一覧ですが、後遺症を伴う重篤な災害も散見されています。家内労働者において万が一災害が発生した場合は、家内労働死傷病届を提出することになっております。表の最下欄に記載された平成30年3月発生のプレス災害以降、家内労働死傷病届の提出はなく災害発生は把握されていません。

資料16ページをご覧ください。厚生労働省では、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に資するため家内労働安全衛生指導員制度を設け、都道府県労働局に同指導員が配置されています。愛知局では、社会保険労務士2名と元職員（労働基準監督官）1名の合計3名に指導員を委嘱しており、1名当たり年間16日の稼働日数で、委託者及び家内労働者宅を訪問し、個別指導を行っております。訪問時には、お手元に配布した資料の「家内労働のしおり」、委託者向けや家内労働者向けの「災害防止対策ハンドブック」を持参し、懇切・丁寧に説明を行って内容の理解を図っているところです。また、家内労働者の方が安全で健康に働くために役立つ内容など、イラストを交えて分かりやすく掲載した2018年2月開設のポータルサイト「家内労働あんぜんサイト」も紹介しています。配付した一枚物のリーフレットにそのトップページのイメージイラストを載せています。

令和2年度の家内労働安全衛生指導員の活動状況ですが、資料16ページに掲載しています表3は、令和2年の業種別の訪問実績です。過去3年間に指導員による指導を行っていない委託者を対象として、動力を用いる織機及び縫製にかかわる作業、陶磁器製造にかかわる作業など、危険有害業務を有する委託者を中心に、委託者・家内労働者を合計で、36件の訪問・指導を実施しました。訪問時の指導内容ですが、家内労働手帳の未交付を11件、委託状況届の未提出を3件、合計14件の改善指導を実施しました。

家内労働手帳や委託状況届が、こういったものか説明しますので、お手元に参考資料として配布した「家内労働のしおり」をご覧ください。赤いフォントで表題が書かれ、内職をされている方のイラストが表紙にある全40ページのパンフレットになります。まず、

家内労働手帳です。これは5ページ右下に縮刷ですが基本委託条件通知を載せています。委託者・家内労働者間の無用の紛争を防止するため、委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託をする都度、必要事項を記入しなければならないと定められています。その見本が、下の方にあります「基本委託条件の通知」というものです。手帳という表現から、この「基本委託条件の通知」は手帳とは違うではないか、と思われるかもしれませんが、通知の左上を見てくださいと、小さい字で伝票式家内労働手帳と記載されていることが確認できるかと思えます。家内労働手帳は、法令で定める事項が記載されていれば、形式は問われません。昨年度は11件、家内労働手帳にかかる指導を実施しました。

次に、委託状況届です。18ページの下のところにあります。委託者は、家内労働法という委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した委託状況届を、委託者を管轄する労働基準監督署に提出しなければならないこととされています。家内労働安全衛生指導員が巡回し、この届出の未提出が3件あり指導をしました。

続いて、帳簿です。これは19ページの下欄に、「委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿をつくって、備えつけていなければなりません」と記載があります。この帳簿の備えつけについては、指導事案はありませんでした。いずれの指導事項についても、指導員の適切な指導により、全件、改善されていることを報告します。なお、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）において、債権の短期消滅時効が廃止されるとともに、時効期間の統一化が図られたことに伴い、家内労働者による工賃請求権の行使等、家内労働者の保護の観点から、家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）第24条第2項における帳簿の保存期間に係る見直しを内容とする家内労働法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第62号）が令和年3月31日に公布、4月1日より施行されています。これにより、帳簿の保存期間は、現行の3年間から5年間に延長されることとなりました。この改正の内容は、経過措置により、令和2年4月1日以後に締結された委託に関する契約に係る帳簿の保存期間について適用されます。

次に、先ほどの資料「家内労働の現況」に戻って、16ページの「家内労働者の労災保険」について説明します。

家内労働者は、労働基準法でいう労働者ではありませんので、工作中的負傷や有害物質に暴露したことによる疾病などがあつたとしても、労災保険の補償の対象にはなりません。この点について、厚生労働省では、中小事業主の特別加入や建設現場等の一人親方などと

同じく、家内労働者においても特別に労働者とみなして補償する制度、つまり「特別加入制度」を設けています。加入手続きは、家内労働者の団体を作り、その団体を事業主とみなして、愛知労働局長が家内労働者団体として認可した場合に、団体の構成員である家内労働者が、その団体を通じて特別加入できる制度です。愛知県の場合、16ページの表4にあります1団体のみ、8人の加入にとどまっています。8名のうち1名は補助者の加入です。

これまで説明してきました事項は、「令和2年度家内労働対策の基本方針」に基づき実施した内容です。

【小野木部会長】

どうもありがとうございました。ただいま説明がありました「令和2年度家内労働対策の基本方針の結果について」の審議に入ります。

何でも結構ですので、ただ今の事務局側の説明について、ご意見等は何かございますか。

【各委員】

意見なし。

【小野木部会長】

よろしいですね。それでは承認されたものとします。ありがとうございました。では、次の議題に移りたいと思います。議題(2)「令和3年度家内労働対策の基本方針について」、事務局から説明をお願いします。

【高橋賃金課長】

令和3年度の家内労働対策の基本方針につきまして説明します。資料18ページの「令和3年度の家内労働対策の基本方針(案)」をご覧ください。

家内労働法の周知・広報の実施について説明します。令和2年度は、未提出委託者に対する電話による提出督促を行いました。3年度も継続実施します。1の②の最低工賃の周知から⑥の労災保険特別加入制度の周知及び加入促進までは愛知労働局のHPで周知啓発を図っていきます。1の⑦の「インチキ内職」については、先ほど説明した家内労働あんぜんサイトの周知・啓発を3年度も継続実施します。インチキ内職でインターネット検索を行うと、配付した「家内労働あんぜんサイト」がヒットするので、そこには都道府県労働

局・監督署の連絡先リンクを掲載しています。また、インチキ内職で相談がありましたら各監督署で的確に対応します。2項の最低工賃の改正については後ほど主任賃金指導官より説明します。

最後に3項の安全衛生の確保については、先ほど家内労働安全衛生指導員の活動の中で説明したとおりです。令和3年度も3名体制でしっかり対応していきます。

【小野木部会長】

ありがとうございました。

では、「令和3年度の家内労働対策の基本方針について、質問があればお願いします。ただ今の事務局側の説明に対しまして御意見等はございますか。

【各委員】

意見なし。

【小野木部会長】

よろしいですね。それでは承認されたものとします。ありがとうございました。

では、次の議題に移りたいと思います。「議題（3）第13次最低工賃改定諮問について」、事務局から説明をお願いします。

【西尾主任賃金指導官】

議題2の「愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正について」説明します。

19ページをご覧ください。「第13次最低工賃新設・改正計画の実施について」と題した通達ですが、私たちはこの通達に従って3年を一つの期間として定める「最低工賃新設・改正計画」に基づき、最低工賃の見直しを行っています。21ページの令和2年度のところをご覧ください。真ん中あたりに愛知があります。ここに車両電気配線工事（改正）と明記していますが、この時期に実態調査を行ってこの部会で必要性があるかを審議できるようにします。

資料24ページをご覧ください。これは、第13次最低工賃新設・改正計画に基づき、実態調査した件数です。No1から14まであり、No6が空欄ですが家内労働者への委託を実施していなかった事業所です。13委託者が確認でき、これら委託者から仕事を受託して

いることが確認できた家内労働者数は合計536人でした。参考として、平成29年に実施した前回実態調査では家内労働者数の計が612人でしたので、家内労働者数は76人の減少、減少率は12%でした。

【小野木部会長】

今は、どのあたりの説明ですか。

【西尾主任賃金指導官】

今説明していますのは、29ページから40ページになります。私どもが委託者に向けて調査した単体の事業、この表の一番上に記載している「カプラー差し」、「チューブ通し」、「防水栓通し」の3つの業種が規定のある作業です。その右の「テープ巻き」や「キャップ通し」、「その他」は規定がありません。その中で、調査し拾い上げた単体のものが29から31ページに記載しています。32ページからは複合業務で、作業工程が2つ以上あるものとして求めたものです。32から34ページまでが複合業務ですが、単体業務と複合業務の仕分けが非常に難しい。そこで35から40ページまでが、複合業務と単体業務を合計し、平均工賃を出したものです。この数字が、その前回のものを見るとこの数字と前々回のものと比較対照しているような結果で、これだけ上がったので何パーセント全体として上がっているから、工賃をこのようにアップさせましょうと繋げたような議事経過も拝見しています。従って、最終的に申し上げたのがこの40ページ、単体業務と複合業務を合わせた323人というのが真ん中あたりの合計で、男女計323と書いてあるところの数字を申し上げました。もう一度申し上げますと、実態調査の対象者である令和2年3月中に工賃の締め切り日が到来した家内労働者数は323人で、前回は549で、29年度はここから549という数字でした。従って226人減少して、減少率は41%であったと。一方で、一か月あたりの平均工賃は38,956円、これはこの40ページの、先ほどの323の一行下の一番右側の38,956円という数字です。前回、実態調査費の39,561円でしたので、延べ605円減少するも、減少率は1.5%に留まったということです。

家内労働者への委託業務が減った大きな要因は、サプライヤーからの細かな注文が付加され、内職では加工出来ない製品が増えたことによる内製化割合の増加が挙げられます。もう一つの家内労働者の減少は、時期的にブラジル人をはじめとする外国籍の家内労働者が新型コロナウイルスの感染防止のため本国に帰国したことが要因の一つと考えられます。

最後に、1か月あたりの平均工賃額減少率が1.5%に留まっていることから、委託者は、発注元から単価が引き下げられてはいるものの、家内労働者に対する工賃を委託者の努力により何とか維持している現状が見受けられました。今3点申し上げたのは、この結果の25ページから28ページまで、フリーで意見をいただく欄や項目別で丸を打ってもらった欄をまとめた結果でございます。

一方、愛知県最低賃金は、前回改正時の平成29年の871円から、令和2年の927円と、56円、6%増加している状況があります。家内労働の実態調査結果には工賃の増加傾向は見受けられず、他局の調査においても、前回調査に比べて工賃が下がり改定諮問ができず「見送る」局が多いという実態も聞いています。

先ほどの通達をご覧ください。19ページですが、この通達は大きな1番の(1)で「計画的な改正」、そして(2)で「実態調査」、今申し上げた実態調査を行うこと。そして(3)で「改正諮問の見送り」の項目があり、あと「新設について」、「廃止について」との通達が出ていますが、(3)の「改正見送り」についてというこの文章をこちらのほうで3点にまとめたものが第13次の最低工賃の新設・改正計画、本年度は令和3年度ですが、令和元年度から3年度という計画に基づいて実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果で判断しました。

受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改定を行う状況にないと判断する場合において、あと地方労働審議会又は同審議会家内労働部会において必ず、諮問見送りとした理由の説明を行った上で、公・労・使(委)の三者の了解を得たうえで、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこととの規定がありますので、この部会で簡単ではございますが、以上の実態調査を申し上げた上でご審議をお願いします。

【小野木部会長】

事務局への質問の前に、松下委員から現在の工賃や景気の動向、業界の様子を参考にお話しいただきたい。

【松下委員】

実際の現物を見た方が分かるかと思ひ持参しました。これはドアハーネスで、従来のハーネスタイプです。カップタイプは、私達はコネクタと呼んでいますが、金属の端子を挿入する作業です。チューブ通しは、これはコルゲートチューブですが、電線をチューブ

ブの中に通す作業です。防水栓は、こちらに細かく入っていますが、今は機械で自動的に挿入するものが増えており、現状と合ってきてないかも知れません。防水栓は、いろんなタイプがあり一概には言えないですが、このような状況です。私どもは、このように従来のものと、特殊なハーネスとしてトランスミッションワイヤハーネスを作っていますので、愛知県の中でも当社と、もう1社しかやっておらず、これらとも合わない状況です。今の規定の中で、カプラー差しやチューブ通し、防水栓通しとは違った内職、こちらにインナー部品がありますが、その中に端子を挿入するような作業を内職でやっていただいております。あとはここにゴム線があるので、ゴム線を通してもらって仕上げてもらおう。そのような作業になるので、これを単体ではやっていないので複合業務として、内職をお願いしているのが現状です。

このようなタイプの次世代型は今後増えてトランスミッションも昔は3速でしたが、今は8速から10速になり、かなり制御が複雑になってきており、回路も複雑になってきています。こうなると内職に出せないのも全て内製化され、内職がだんだん減っていき、そこに出せないものがだんだん増えてきています。品質も当然要求されるので、内職が悪いわけではないですが、安定した品質ということになると、社内で生産した方が保証できることとなります。

ご存じのように車もEV化が進んでいますが、これはバッテリー、ハイブリット用バッテリーにつく制御用のハーネスという形です。このようなものも作っており、こちらの端子などは特殊ですが、手で触ることができないので内職に出せない、社内で生産しメーカーに納める形になっています。ハイブリット化になると、バッテリーからモーターに供給する線は高圧化になって太くなるので、車としても重量が増える。ただ、車の性能を良くするために軽量化され、銅線からアルミ線に代わってきています。EV化により形態も変わってきますので、従来型のカプラー差しやチューブ通し、防水栓の区分けが良いのか、もっといろんな部分で区分ければかなりの工区になりますので現状と区分けがマッチしていない状況になってきていると思います。

【小野木部会長】

事務局や松下委員への質問や意見ありましたらお願いします。

【小野木部会長】

今の説明は現物4種類で最初の2つが家内労働に関係してくる話ですが、3つ目と4つ目、つまりハイブリッドや工場で生産するものは家内労働に関係ないですか。

【松下委員】

関係ないです。

【小野木部会長】

カプラー差しやチューブ通し、防水栓通しは需要、委託がだんだん減ってきているのですか。

【松下委員】

私たちが扱っている中では減ってきています。

【小野木部会長】

説明の中で言われた、実態と合わなくなっているとの主旨でしたが、ハイブリッドだのなんだのというのは家内労働に関係ないから実態に即していないこととは別の話ではないですか。

【松下委員】

ただ仕事が減る中では影響があることを言いたかったのです。

【小野木部会長】

つまり、前回の平成30年の最低工賃の改定ですが、カプラー差しやチューブ通し、防水栓通しのカテゴリーの分け方が実態に合わなくなっているということですか。

【松下委員】

そうです。私どもで内職に出しても項目がマッチしていません。

【小野木部会長】

この3つの項目分けではできない作業があるということですか。

【松下委員】

そうです。それもありますが、それ単体としては出していないので、複合ということでいろいろ業務を合わせて一軒の家をお願いしている形になるので、その区分けと合っていない状況です。

【小野木部会長】

分かりました。事務局へ聞きますが、実態調査された際に、松下委員が言われたように実態と即していない意見等はあったのでしょうか。

【西尾主任賃金指導官】

実態調査をした結果のまとめであり、感想ですし、そのような意見もあります。実態と規定が合っていないとの意見は多々あります。

【小野木部会長】

実際に労働行政を行っている立場として、この実態に合わない工賃のカテゴリーをこのまま維持していいのですか。

【西尾主任賃金指導官】

近年では、岩手、滋賀が廃止をしています。というのは規格では合わない、実際それでも単体で出しているところは若干ではあるが、あるということで、先ほどの通達にもあるように100人を切るような形が今後見込まれる場合において、そのような場合は廃止をして、あるいは他の業態とくっつけてそちらで新設したり、そういったことで考えるという時期になるというところで、岩手、滋賀では廃止をして、それでその後岩手の場合は電気機械製品製造業で工賃の設定の中にワイヤーハーネスを入れたと聞いています。滋賀は廃止をしてその後は私どもが経験した花火の時と同じように廃止をしたところで収まっているところでは。

【小野木部会長】

ワイヤーハーネスを部会としてやっているところは4つですか。

【西尾主任賃金指導官】

4つです。

【小野木部会長】

愛知以外はどこですか。

【西尾主任賃金指導官】

岡山、三重と静岡で、部会長が言われたこのワイヤーハーネスのこのページ、資料として付けた裏表、ここに工賃全て4県分が載っています。

【小野木部会長】

他の県のものも付いているのですね。

【西尾主任賃金指導官】

裏表ですので分かりにくいかと思いますが、その裏側にあります。岡山は単独で入っています。

【小野木部会長】

各県で項目、カテゴリーが違ってきているのですか。

【西尾主任賃金指導官】

中心となるのはカプラー通し、チューブ通し、防水栓通し、後は規格で長さが違ってきます。

【小野木部会長】

他に何か意見はありませんか。

【水野委員】

関連して、防水栓通しは他の3県では入っていないということだと思いましたが、愛知県は防水栓通しが入っていますが、この点について今後どのように見ておられるのでしょうか。

【西尾主任賃金指導官】

防水栓通しは愛知のみで、40ページをご覧いただくと愛知の場合、28防水栓通しがあります。単体業務で28あり、チューブ通しは逆に25です。もう少し精度が固まった実態調査を行ったところで、果たして単体で何件あるかをきちっとおさえて次に繋げたいと思っています。現時点で、出されたものをそのまま評価するとこのような件数です。他県ではこの防水栓通しは無いということです。発足当時ないところもありましたし、途中で無くなったところもあると確認しています。

【小野木部会長】

防水栓通しの工程自体が三重や静岡は無いということですか。

【西尾主任賃金指導官】

現時点ではありません。

【小野木部会長】

愛知県では、この調査では28人がやっているということですね。

【西尾主任賃金指導官】

そうです。

【小野木部会長】

他にありますか。

【中島委員】

別の観点で、21ページで改正計画の表において、他の県が令和2年度に変更になって

いるところが多いのですがこの理由が分かれば全国的にどうなっているか教えてください。

また、20ページの改正諮問の見送りのところに、動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量減少のため最低工賃の改定が困難になった時などの理由で見送るような判断をするとあります。

前回、松下委員に自動車産業自体はそれほど景気が悪くないと私どもは理解をしているのですが、景気の動向によって受注が減ってきているのか、あるいは単純に高度化によって減ってきている話なのか、そのあたりを教えてください。

2点お願いします。

【小野木部会長】

では、事務局から説明ください。

【西尾主任賃金指導官】

この表が作られたのが令和2年3月3日の通達によって出来たのですが、昨年度の3月で作った表で、愛知は2月に部会を開催予定でした。従って赤字ではなく黒字で、ここで解決する予定でいたところでした。今となっては赤字で示したほうが分かりやすかったのかと。令和3年度にずれるという、赤字で示したほうが良いと思います。赤字というか、2年から3年ですから青字で示したほうが良かったのかと思います。一番下のところに、令和1年から令和2年に変更は赤字、令和2年から令和3年に変更は青字、その他は緑という形で説明がありますが、私どもは令和2年度に実態調査はしたものの、部会や地方労働審議会に審議いただいた経過はなく、2月にこの部会を開催してそこでやる予定ですと本省に伝えていたために、資料としてこのまま黒字で2年度内に解決できるのではないかとこのことで、黒字になっています。実際は青字で3年にずれ込んだものです。

【中島委員】

全国的に遅れている理由はコロナですか。

【西尾主任賃金指導官】

すべてコロナです。

【中島委員】

審議会ができなかったと理解して良いですか。

【西尾主任賃金指導官】

そうです。

【中島委員】

調査ができなかったということですか、調査はできているが審議ができなかったのでしょうか。

【西尾主任賃金指導官】

実態調査ができないところもありました。

【中島委員】

分かりました。

【熊田部会長代理】

令和2年、昨年度は部会を開く予定が開けなかった。実態調査はできることは行った。その結果、今日報告いただいたわけです。

審議自体は、令和3年5月、令和3年度の部会の審議にずれ込んだということです。

【小野木部会長】

松下委員にお聞きします。

【松下委員】

確か、令和2年度はコロナの影響で、3月から8月くらいまでは売上は激減しました。それが明けた以降は、コロナの反動ではないでしょうが戻ってきていますので、現状では前年並みまたはプラスアルファの状況です。

【小野木部会長】

プラスアルファは何ですか。

【松下委員】

売上や稼働状況です。

【熊田部会長代理】

先ほど4種類ほど見せていただいて、たぶんこの区分けが一番合致するのは、一番最初に見せていただいたものですね。

【松下委員】

そうです。

【熊田部会長代理】

次のは防水栓がもう少し複雑化しているのですか。

【松下委員】

はい、そうです。

【熊田部会長代理】

3つの区分けですね。2番目のものはカップラー差し、チューブ差し、防水栓通し、この3つに当てはまるのですか。

【松下委員】

2番目は無理に当てはめればそのカップラー差しです。その部分は確かにあります。

【熊田部会長代理】

率直なことをいえば、車の技術がすごく進んでおり、最初のはすごく昔の車ではないですか。

【松下委員】

今もその車やタイプはあります。

【熊田部会長代理】

かなり台数は減少しているのではないですか。

【松下委員】

歴史とともにだんだん変わってきて、UVカットやいろんなことにより形は変わってきたりしています。

【熊田部会長代理】

最初に見せていただいた物を使う車種は大体どのようなものでしょうか。

【松下委員】

基本的にエンジンで動いているものに、ああいったものは使われています。

【熊田部会長代理】

ああいったものとはあてはまるものがあるということですか。

【松下委員】

あてはまるものがあります。

【小野木部会長】

エンジンというのはガソリンエンジンのこと。ハイブリッドではないものですか。

【松下委員】

はい。これが完全にEV車とかに変わればなくなってくるものもあると思います。将来的にトランスミッションもどうなるか分からないので、そういったことで部品はなくなっていくかも知れません。

【中島委員】

今の話、一つ目はドアのハーネスでしたよね。だからドアがあれば、ハイブリッドとか関係ありますか。

【松下委員】

そうですね。ただ形態が変わってくるかも知れませんが、ハーネスとしてはドアにハーネスは残ります。

【中島委員】

そうですね。多分この部品に関してですが。

【熊田部会長代理】

結局、規格が該当するのは最初に見せていただいたドアのハーネスですか。

【松下委員】

これだけではないですが、まだあるエンジン回りからこのダッシュボードに入っているハーネスとかはこういう形態はありますので、決してないわけではないです。

【小野木部会長】

熊田委員が言われているのはこのカテゴリーが、果たしてこのまま通用するかということですね。

【熊田部会長代理】

実態調査での家内労働者の回答の中に、ある時はキャップで来ても規定にあてはまらないとの声があったので、出されるほうも定型的なものから、手でできるのではあるが違うよというのがあり、実は岡崎の花火の最低賃金を廃止したのですが、本当に規格にあてはまらないものや中国から持ってきて包装するのがほとんどのような話だったので、そうすると規格に合わないものややっていても限界か持ち出しで、花火などは結局家内労働が必要なのでやっていただく以上はそれに応じた工賃設定をするということでしたが、付帯決議をつけ廃止したということがあったのですが、一方ハーネスの場合は規格に合わないも

のが多いですか。

【松下委員】

そうですね。かといって、いろいろ特殊なところがありますから、それを規格にするのは項目がまとめられないので多くなってしまいます。そのあたりがどうなのかと思います。

【熊田部会長代理】

規格がもっと細かくなっていくということですか。

【松下委員】

そうですね。分けるとすればすごいことになると思います。

【小野木部会長】

ざっくりとしたカテゴリーに組み替えることは難しいですかね。

【松下委員】

難しいと思います。

【小野木部会長】

今はカプラー差しに限定している、チューブ通しに限定している、それから防水栓通しに限定している。それを何か順列組み合わせみたいなものにするなど、それはあまり現実的ではないですか。

【松下委員】

そうですね。特殊なハーネスや種類が増えてきていますから、その中でこのメーカーには合うが、こちらには合わない、いろいろ向き不向きが出てくると思います。

ですから、この3つのカテゴリーで考えるのは難しいのではないかと考えます。

【熊田部会長代理】

一定程度はあるのですね。特にカプラー差しなどは。

【松下委員】

そうです。それはあります。

【小野木部会長】

つまり、3つのカテゴリーが残っている部門はあって、そこにはこの区分けが有効なわけですか。

【松下委員】

そうです。

【小野木部会長】

家内労働で、このカテゴリーに合う場合と合わない場合で、合うのがいくつで、合わないのが何対何ですか。

【松下委員】

私どもだけでいえば、合わないのが60%から70%くらいなので、30%くらいしか合わないですね。

【小野木部会長】

単に合うのが3、合わないのが7ですか。

【松下委員】

というのは、トランスミッションのハーネスをやっていますので。

【小野木部会長】

いや、家内労働の場合ですよ。家内労働で委託しているもののうち、この3つのカテゴリーに当てはまるのが3割、7割はいろいろ複雑になるということですか。

【松下委員】

そうですね。

【熊田部会長代理】

別の部門のハーネスということですね。先ほどのご報告では、松下委員の会社のほかにもう一社、家内労働に委託されているハーネスの製造会社があるということだったのですが、そこでの割合は如何でしょうか。お分かりですか。

【松下委員】

それは、こちらでは分かりかねます。

【小野木部会長】

ということで、実態に合わない、この3つのカテゴリーに合わない家内労働の作業が結構多いと云うことが分かりました。

【熊田部会長代理】

非常に難しいですが、2つの考え方があると思うのですね。

【小野木部会長】

少し、公益委員だけで話し合いをしますか。

【熊田部会長代理】

今後の進行について、公益委員で協議させていただきたいと思います。

(中断)

【小野木部会長】

再開します。松下委員に質問があります。先ほど3対7とお聞きしましたが、単独でカプラー差しだけをお願いしている。あるいはチューブ通しだけをお願いしている、防水栓通しだけをお願いしている。というようなケースはあるのですか。

【松下委員】

防水栓通しだけは多分ないと思います。

【小野木部会長】

複合作業、カプラー差しとチューブ通しが合わさったもの、カプラー差しと防水栓通しが合わさったものなどの発注が多いのですか。

【松下委員】

3割の中で、そのようなものはあります。

【小野木部会長】

そうすると平成30年に決めたものを含めて、過去の3つのカテゴリーがだんだん実態に即していない、複合があることであれば、単体でこれが4銭とか6銭を取るか、9銭と決めることがどうなのかということになりませんか、このまま維持することによって。

今、短い時間でしたが公益委員で話し合いをしたのですが、とりあえず実態に即した形で工賃が設定できるように、これをガラガラポンできないかなど。ついては、今日今からすっどできるものではないので、残念ながら今年度中の改定は見送りたい。

その代わりに、事務局に頑張ってもらってどのようなカテゴリー分け方があるのか、どうやったら実態に即して最低工賃を設定する意義があるのか。

今話を聞いていると意義が分からない。カテゴリーが決まっているが、実態に反映されていないことだと思うので実態に反映できるような最低工賃になるような、みんながある程度納得できるような案を作るために調査・研究・立案をしていただけないかと。

その上で来年度早々に部会を開いて改定の可否を決めるということではいかがでしょうか。

【熊田部会長代理】

補足ですが、先ほど松下委員が細かくなりすぎると云われたのですが、考え方としてこの作業で何銭ではなく、今やっている家内労働に出しているものがどういうもので、今の考え方だと複雑さと時間で工数みたいな考え方とか、そういうもので昔みたいにこれをやったら幾らではない考え方があるのではないかと思います。現代に即した、実態に対する家内労働作業に家内労働者がかける手間と時間を1個どれくらいで、一日どれくらいで

きるかとか、そういうことを含めて考えられないかというのが一つなのです。どういうことをやっているのか見ていないので、お願いしたのはどういう製品を作っているのかが写真とかで分かるようにしていただきたい。どれぐらいどういう作業があってどれぐらい時間がかかるだとか、そのようなことも含めて作業の現状を調査いただくと、いまおっしゃったようにやっておられる方がいらっしゃるの、最低賃金が必要だとすると実効性のある最低賃金の設定ができるのではないかと考えています。

【伊藤委員】

3割、7割がどうしても気になるのですが、熊田部会長代理が云われたように、7割の即していない部分を参考までにどういった作業があるのかをお聞きしたいのですが。

【松下委員】

先ほどもお話ししたように、私どもはトランスミッションのハーネスの売上が全体の8割くらいです。だから内職さんにこれを出すケースが多いのですが、そのカプラー差しのケースでいえば、インナーのところに端子を挿入しているのですね。だから、カプラー差しとはまた違う作業になってしまうのです。それが7割の中で占める割合になります。

【中島委員】

カプラーを差す作業に限定されると困る、カプラー差し作業が減っているということですか。

【松下委員】

カプラー差しとはちょっと違う作業ですね。

【中島委員】

差すという作業はあるが、カプラーを差す作業がないという意味ですか。

【松下委員】

そうですね。形状が少し違うという意味です。

【熊田部会長代理】

やはり、委託先が出している家内労働の製品の工程を教えていただくと、今云ったような細かくこれ差して幾らというのがいいのか、そうでないのがあるのか、多分昔の考え方だと1個差して幾らみたいなことだと思いますが、皆様のご意見を聞いた方がいいのではないかと思います。

【小野木部会長】

つまり実態に即さないということを議論していますが、何かありますか。

【熊田部会長代理】

おひとり、お一人ご意見を伺っては如何でしょうか。

【小野木部会長】

それでは、労働者側の伊藤委員から発言をお願いします。

【伊藤委員】

実態に即した、例えばこういう項目、カップラー通しとかチューブ差しとかの作業実態に合わせて細かく作っていくのか、今云われたようにもともとあるカップラー差し、それは差す場所の違いはあるが、差すという作業で一括りにするか、どうまとめていくのかが一番大きな課題になると思います。実態に合わせて細かく、何が幾らかというのは非常に実情困難であるならば、ある程度今まであるものや、他県のを比べることを含めてある程度統一した枠で作っていくのか、どう変えていくのかをある程度絞り込んだ方がいいと思いますが、そうでないとどのように実態を調べて次にどうやって審査をするのかということがなかなか難しくなるのではないかと、というのがまとめについての意見です。

【鈴木委員】

いま聞いていてやはり、工賃を決めるというか、支払いをしている中で3割ほどしかここに合わないというのは。

【松下委員】

それは当社に限った話で、まだ他のところは違うと思います。

【鈴木委員】

今、現状として聞いているのは3対7くらいで、決まっている規定にあるのは3割くらいしかない中でこの工賃でよいのかどうかを自分の中でもんで、先ほど熊田委員が言われたように、今に即した残り7割がどうなのか少し気になるので、現状で1個幾らで、出来上がった製品に対して幾らだ、そういったもう少しハッキリしたのがあると議論もできるでしょうし、分かりやすいと思ったのでそれがきちんとできるといいなと思います。

【中島委員】

そもそものところから申し上げたい。第13次の改正計画が3年に1回は見直しましよとの計画がありましたので、どうしても3年に1度は改正の金額の議論を行っていくのが労側の考え方であることを申し上げたい。

今回、令和3年は第13次の議論が細かく、改正がやれなかったことについては、少し懸念するところです。一方、公益の方から話がありましたように実態に即していない、前回の議論でも実態に即していないとの話もありましたので、その時にもここを見直したほうが良いとの議論も出ていましたので、今度実態把握をして見直しをしようとの話が出てきたことは大変良いことだと思いますので、先ほど言っていたように第14次、早い段階で見直しの議論を行うということで進めていただければ良いと思います。

【小野木部会長】

使用者側のほうから、栗田委員お願いします。

【栗田委員】

私どもは、実際内職の斡旋業務を行っている立場ですが、その点で企業側や家内労働者さんたちも両方わかる中間的な位置にいますが、やはり企業から見ると一つの製品について内職にお金を払うことができるのかが先に決まるわけです。そうするとその製品に例えば電線が何本あって、カバーが何本か枝分かれしたり、カプラーがいくつあるか。そ

ここで大体の単価が出てくると思います。逆に家内労働者から見ると、例えばこの単価表を見ても何のことかよくわからないと云うのが本音だと思うのです。実際に現場で面接に行って、企業から材料を見せてもらって完成形はこうです、多分一度は練習でやると思うのですね。それ以降、作るのに幾らくらい掛かったかが最大の関心事ですね。そして1時間やればいくら稼げるか。要は企業側の単価と内職の希望をどう折り合いをつけるかが一番難しいところだと思います。

製品もいろいろ多岐に亘るので単価を作るのもなかなか難しいのかなと思います。一つの製品の中で何本の電線があっていくつの枝分かれをさせて、カプラーをいくつ付けるか、というような単価設定のほうが良いのではないかとの気がしています。

【熊田部会長代理】

いわゆる工数ですか。

【栗田委員】

そうです。構成数的なところで単価を決めたほうが良いという気がします。

【太箸委員】

先ほどから、先生の皆さんがおっしゃっているように実態と離れている部分があるかと思うところは一緒です。最低工賃の表にありますように、配線装置の製造業の業務と内容というところで、業務を実態に即した形にしていくのか、例えばこのカプラー差しところで電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう、この内容の定義づけをもう少し見直したらいいのか、そのあたりを今後、次の見直しに向けて考えていく必要があります。その次のステージで、この規格というところで、またセンチメートル毎に金額が違っていたり、この辺りも実際こうなのか、先ほど話があったように工賃単価でももう少しシンプルにしたほうが実態に即するのかというところで業務内容を、規格というのが一番最後になるかも知れないですけど、カプラー差しとはそもそも何のことなのか、そもそも内職でカプラー差しという言い方が良いのかというように、他の委員の方々が云われるようにしっかり実態を調査するのが必要なのかなと思います。

【小野木部会長】

松下委員、何か追加があればいかがですか。

【松下委員】

今おっしゃったとおりで、実態を、全体を見ていただかないと先ほど言ったようにこっちが6割で、また7割と言っているが、これはうちともう1社ぐらいしかありませんので愛知県全体から見れば違う話になってきますので、実際どういった作業でどのようなカテゴリー、区分けができるか、少し難しい話にはなるかと思いますが、実態を調べていただいて検討したほうが良いのではと思います。

【小野木部会長】

ありがとうございます。

【伊藤委員】

最後に一つだけお願いしたい。

【小野木部会長】

どうぞ。

【伊藤委員】

これは要望でもあるのですが、工賃設定がこれで3年間据え置きになっている実態と今会社の経営そのものでいえば、コロナという状況はあったにせよ戻ってきて若干の黒字が出ている状況である中で、工賃を据え置くという実態が果たして良いのかというのがありますので、実態とかけ離れているというのはわかりますがやはり早急に実態調査をしていただいて、どういう形でも早急に工賃設定をやるべきだと思います。据え置かれている、工賃が変わっていない現状が今ある、また1年間それで経過していく。

【熊田部会長代理】

多分ちょっとそれは違うと思います。要するに規格が違うから多分これが適用できなくて、委託元と家内労働者との間での多分工賃設定があって、花火の時もそうでしたが最低賃金の規格ではできないのが7割だとすると、多分その部分は別途家内労働者と工賃決め

てやっているのですよ。

【中島委員】

とはいえ先ほど作業はあるといわれていましたのでそういうところが3割としますので、議論をやろうとした審議会がそれでは意味がないのではないかと思います。

【熊田部会長代理】

できるだけ早くとお願いしています。やはり実効性のあることをすべきかなと思います。

【小野木部会長】

いま6人の方からお話いただきました。水野委員いかがですか。

【水野委員】

おなじような話ですが、技術がどんどん進歩していくので、こうゆう現代に即したカテゴリーもしくは全般的に作っていくというのは、今回出ませんでした。最低賃金は、少しずつでも上がってきているわけで、そことの兼ね合いも考えなければいけないと思っていますので、実態を見る形での調査を早急にしていただいてしっかり議論をしていかなければならないと考えます。

【小野木部会長】

今この場で決めなければいけないことが2つあると思います。

1つ目は、第13次最低工賃については、今年度は残念ながら見送ることとしたい。その代わりに2つ目としてこの業務のカテゴリー分けを中心に新しい分け方を実態に合うよう早急に作り、現実的には来年度早々になるかも知れませんが早急にそれを話し合っ決めて。その上で改定の可否について考える。この2つを決めなければいけないと思います。

なお、この2つは不可分ですので一括してご意見を伺いたいと思います。

この内容で承諾いただける方は挙手をお願いします。

(委員9名全員挙手)

【小野木部会長】

ありがとうございました。残念ながら第13次最低工賃について本年度の審議は見送ることにし、新しい枠組みを早急に作りこの場で話し合うことにしたいと思います。

それでは、労働基準部長からの閉会の挨拶をお願いします。

【岡田労働基準部長】

閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、また緊急事態宣言下における開催ということで、限られた時間の中で、委託を行う各業界の現状や委託者の状況、さらに家内労働者の置かれている状況などを総合的にご議論いただき各委員から忌憚のないご意見を賜りましたこと、誠にありがとうございます。

また、本日の審議により愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃につきましては改正の見送りとなりましたが、本日いただきました最低工賃の枠組みの見直しを含め、貴重なご意見を踏まえまして家内労働行政を進めてまいりたいと思っているところでございます。

本日は、誠にありがとうございました。

【小野木部会長】

どうもありがとうございました。

これをもちまして第20回家内労働部会を終了します。本日はどうもありがとうございました。

(署名欄)

部 会 長 _____ (小野木委員)

家内労働者側代表委員 _____ (伊藤委員)

委託者側代表委員 _____ (太箸委員)